

平成30年12月6日
庁 議 資 料



答 申 書

平成30年11月

狛江市安心で安全なまちづくり推進審議会

1 はじめに

本審議会は、平成 30 年 2 月 14 日、市長から「日本一安心で安全なまちの実現に向けた施策の推進方法について」の諮問を受けた。

2 審議の経過

本審議会は、以下の資料を活用し、4回にわたり会議を開催して慎重に審議を行った。

<参考資料>

- ・安心安全啓発に関する進捗状況調査(狛江市実行プラン平成 28 年度ローリング版より抜粋)
- ・安心安全啓発に関する各課での広報・教育実施状況調査(平成 28 年 5 月実施)
- ・平成 28 年度狛江市後期基本計画の指標等に係る市民アンケート調査報告書(安心安全に関する部分を抜粋)

3 現在の社会情勢について

平成 23 年以降、激甚災害として指定されるような東日本大震災や九州、北海道での大地震、また異常気象による記録的な豪雨、さらに大型で強い台風による大災害が全国的な規模で頻発している。それらによって多くの人命が失われることはもちろん、家屋やインフラの破壊、ライフラインの停止による通常生活の困難や1か月以上の長期の避難所生活を余儀なくされている人々が多く出ている。こうした事態を受けて、防災における自助・共助の重要性、避難所におけるストレスの少ない共同生活や女性視点の重要性等が見直されている。加えて、災害弱者の避難についての地域全体での支援が急務となっている。

犯罪情勢としては、刑法犯認知件数は減少傾向が続いているものの、児童虐待や DV(家庭内暴力)、ストーカー事案は増加している。さらに、振込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は長年の防止活動にも係わらず、その被害は相変わらず深刻化している。

また、他国からの脅威として、狛江市近隣で計画されている大きな国際的スポーツイベント等に対するテロ被害の懸念が強まっている。加えて、近年サイバー空間における犯罪や攻撃が巧妙化し、目に見えにくい新しい脅威が深刻化している。

4 狛江市の安心安全に係る現状と取組について

(1) 防災について

狛江市では昭和 49 年に多摩川堤防が決壊し、住宅 19 棟が流出するという被害があった。近年は災害による大きな被害は発生していないが、南側に多摩川、北側に野川が流れており、豪雨等による河川の氾濫に伴う家屋浸水や逃げ遅れといった被害が想定される。また、東京湾北部地震や多摩直下地震の発生が懸念されており、家屋やブロック塀の倒壊、ライフラインの停止や交通機関まひによる帰宅困難者の発生といった被害が想定される。

狛江市では防災の取組の強化として、平成 25 年に、免震機能や屋上に自家発電装置を保有し、災害時の司令室となる防災センターを建設している。学校の社会科見学やまな

び講座等で、子どもたちや市民へ防災センターをはじめとする狛江市の防災体制についてわかりやすく紹介している。このため、狛江市が防災に配慮したまちという認識が市民に浸透しつつある。市民の自主運営による自主防災組織について、防災会は全市域をカバーしており、避難所運営協議会は市内 13 箇所の避難所の内 12 箇所に設置されている。高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難支援等に関する取組としては、「狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン」を平成 29 年 3 月に策定している。

また、災害時に円滑な応急対策、復旧対策が取れるよう、同時被災しない遠隔自治体や、民間会社等との災害時応援協定締結を進めている。協定先とは、平時から、連絡先の交換や互いの防災訓練への出席等の情報交換を行っている。

(2) 防犯について

狛江市は都心へのアクセスが良いベッドタウンとなっており、昼夜間人口比率は平成 27 年では 73.8 となっている。また、狭隘な路地などが多く、人目が少ない住宅街という防犯上の弱点があるが、地域コミュニティの見守り活動等により、刑法犯認知件数は平成 27 年に都内市区で最小となるなど、低い水準を保っている。

しかし、特殊詐欺被害は増加傾向にあり、平成 28 年 21 件約 3,900 万円、平成 29 年 34 件約 2,500 万円となっている。特殊詐欺は被害届を提出しない場合も多いため、実際の被害としては計上された件数以上と推察される。

防犯における取組としては、防犯カメラの設置及び設置補助事業を進めており、現在 100 台以上の防犯カメラが市内に設置されている。録画した映像については、防犯カメラの設置及び運用に関する条例に基づき、プライバシー管理に配慮している。また、街路灯の LED 化により、視認性の向上を図るとともに、その長寿命化効果で取り換え頻度を減らし、電球が切れた場合の暗闇発生を最小限に抑えるなど犯罪が起こりにくいまちづくりを進めた。さらに、市民ボランティアによるみまもりパトロールをほぼ毎日実施しており、「地域の目」を増やすことで犯罪抑止につなげている。

特殊詐欺対策としては、狛江市、調布市、調布警察署による三者協議を定期的に開催し、巧妙化する手口の情報共有を図り、効果的な取組を検討、実践している。具体的な取組としては、特殊詐欺電話入電時における防災行政無線、安心安全情報メールによる注意喚起のほか、市職員による広報車での注意喚起を行っている。また、被害が多く発生する無人の現金自動預け払い機(ATM)付近でのパトロール実施により、被害を未然防止するといった成果もあった。しかしながら、前述のとおり特殊詐欺による被害額は増加しており、更なる効果的な取組が必要である。

(3) 空家について

全国的に増加傾向にある空家については、火災や倒壊の危険や不審者の不法侵入、公衆衛生の悪化等、多岐にわたる問題が懸念されるが、狛江市においても空家率が平成 10 年の 7.3%から、平成 25 年では 11.5%となり、年々増加傾向を示している。

このような状況の中、市では、より総合的・計画的な空家等対策を推進するため、「空家

等の適正な管理及び利活用に関する条例」を制定するとともに(平成 30 年7月施行)、「狛江市空家等対策計画」を平成 30 年3月に策定した。これにより、市と地域団体、市民が連携して空家等の発生抑制や適切な管理、利活用を推進している。

(4)交通安全について

狛江市の通学路では交通量の多い狭隘道路、信号のない交差点が多い。一方で、市内を通過する交通量は多く、交通安全対策上の課題となっている。

交通安全における取組としては、歩道のカラー化や路面標示、看板設置等、また、調布交通安全協会と連携した交通事故防止活動を行っている。これらの取組については、平成 25 年6月5日から平成 30 年1月 21 日までの 1,692 日間にわたって市内の交通死亡事故ゼロを継続する等、成果につながっている。

(5)健康危機について

狛江市は、人口が増加傾向にあり、平成 24 年1月1日現在 75,978 人から平成 30 年1月1日現在 81,788 人となっており、人口過密による感染症等の健康危機が懸念される。近年は「セアカゴケグモ」や「ヒアリ」が都内で確認されるなど、特定外来種も問題となっている。特定外来種対策としては、市ホームページやこまえ安心安全情報メールによる注意喚起のほか、疑わしい個体が発見されたといった相談があった場合には現地確認を行なっている。

健康危機対策としては、平成 25 年の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受け、平成 28 年度に「狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。また、熱中症対策として、高温注意情報の発令を防災行政無線やこまえ安心安全情報メールにより市民へ周知し、注意喚起している。

(6)その他

狛江市安心で安全なまちづくり基本条例(以下「安心安全条例」という。)には、自殺防止や薬物乱用防止といった幅広い危機に関する施策の推進についても規定しており、市では担当ごとに対応している。しかしながら、このような多様な危機への対策にあたっては、市だけではなく、関係機関や地域活動団体等が連携して必要な施策を講じなければならない。

5 今後、重点的に取り組むべき施策について

(1) 安心安全条例に規定する施策の推進について

市の最上位計画である「狛江市後期基本計画」には、重点プロジェクトとして「安心で安全なまちづくりプロジェクト」が定められており、その要素として、地域の活動への支援、道路修繕の計画的推進、放射能対策の推進、災害対応体制の整備が掲げられている。狛江市後期基本計画は平成 31 年度をもって終期を迎え、新たに平成 32 年度(新元号 2年)を計画開始年度とする次期基本計画が策定される予定である。この次期基本計画に安心安全条例に規定する市の基本的施策等を盛り込むことで、市で定めるその他の計画に、共通した理念をもって、「日本一安心で安全なまちの実現に向けた」施策を実施

していくことができると思う。

安心安全条例には、防災、防犯、交通安全、健康危機対策等の幅広く総合的な施策の推進が規定されている。また、その推進のため、市、市民、地域活動団体、事業者等の多様な活動主体がそれぞれの役割を果たすことが求められている。特に、市には総合的な観点から安心安全なまちづくりに全庁的に取り組むことが求められている。具体的には、濃淡の違いはあれ、各部署の施策の全てが市民の安心安全につながるとの認識のもと、施策の立案、執行、見直し等に取り組むことが肝要で、市役所の一部の部署だけでなく、組織を横断して全庁的に取り組むことが求められている。

(2) 教育について

「安心で安全なまち」狛江市を、広く市民が実感し、さらに「安心で安全なまちづくり」に、主体的に参画していけるようにするために、安心安全教育を全市的に行っていくこと、特に、児童・生徒の学校教育と高齢者の社会教育に重点的に取り組むことが肝要である。児童・生徒が地域の市民と触れ合いながら、地域の安心安全の課題について学び、学んだ知識を地域に還元できるような教育を、市立学校で共通して行うことができれば、安心安全意識が子どもたちから広がっていくのではないかと考えられる。そのような教育を行うにあたっては、地域の活動について、活動内容を子どもたちに指導でき、子どもたちと一緒に学びを深められるような市民の育成についても検討する必要がある。さらに、振り込め詐欺対策や健康増進について、高齢者向けの社会教育を拡充し、高齢者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにする必要がある。

(3) 広報について

市は、市民の様々な年代が情報を得られるよう、従来の広報、回覧板だけでなく、ホームページや SNS 等の上手な活用を図ること、新しい広報媒体の活用法等について積極的に情報収集していくと同時に、ITリテラシーの低い高齢者等に対しては、地域コミュニティを活用するなどの配慮が必要である。

従来、地域社会の中で得ていた情報について、インターネットを用いての収集が簡易になったことに伴い、地域のイベントでの集客が難しくなっている。しかし、安心安全の観点からは、災害時における安否確認、避難等常日頃から顔と顔の見える関係づくりが大切である。顔と顔の見える関係づくりには、イベント等での地域の人との顔合わせが有効である。SNS 等のネットワークを活用し、イベント等のアイデア募集段階から住民を巻き込んでいくことで、住民が事業について考えられるきっかけを提供し、イベント等への参加を促すことが効果的ではないかと考えられる。そこでしか得られない「体験」を事業に盛り込むことや、住民同士の情報交換ができること等イベントのメリットや魅力を、インターネットを活用してどのように PR していくか、検討していく必要がある。

なお、市民が安心して安全に暮らすためには、「自分のことは自分で守る」という自助意識を、平時から市民一人ひとりが高めていくことが必要である。そのためには、安全情報だけでなく、狛江市の抱える課題やリスク等も、包み隠さず市民に示していかなければならない。

6 結論

- (1) 安心で安全なまちづくりを基本構想及び基本計画に最重要課題として位置づけ、安心安全条例に基づく各種の施策の実現に向けて全市を挙げて取り組むこと。
- (2) 安心安全条例に基づく各種の施策の立案、遂行に当たっては、市、市民、事業者がそれぞれの役割を踏まえて協働し、有機的、相乗的な効果が生じるように努めること。
- (3) 本市の特徴(①市域が狭い ②地域団体の活動が活発である ③絵手紙発祥の地である など)を活かして、防災、防犯、交通安全、健康危機対策などの対応を図ること。
- (4) 啓発、広報、安全教育などの場では、市民のニーズを把握し、緊急時に安全行動が取れるように、視覚、聴覚など五感に訴える実践的な手法を工夫すること。
- (5) 持続性のある取組みとなるように、安心安全教育に当たっては、リーダーづくりにも留意するとともに、楽しみながら安全知識、技能が身に着くように工夫すること。特に、安心で安全なまちづくりに極めて重要な役割を果たしている地域コミュニティが今後も、その活動を拡充していけるよう支援すること。
- (6) 市は、警察、消防、教育などの関係機関との連携を密にし、情報共有を図り、対応策を講じるとともに、必要な情報については、迅速、適確に市民などへの周知を徹底すること。
- (7) 何事も強く願って初めて実現できるので、「日本一安心で安全なまち・狛江市」の旗印を高く掲げること。

<資料>

1 委員名簿

選出区分	役職	氏名
学識経験者	会長	平谷 英明
公募市民委員		清水 満
	副会長	西村 昭比古
		富永 悦子
		久保田 郁恵

2 審議経過

平成 29 年度第 1 回 平成 30 年 2 月 14 日

・諮問内容(日本一安心して安全なまちの実現に向けた施策の推進方法)の検討について

平成 30 年度第 1 回 平成 30 年 4 月 23 日

・「日本一安心して安全なまちの実現に向けた施策の推進方法」答申案について

平成 30 年度第 2 回 平成 30 年 7 月 5 日

・「日本一安心して安全なまちの実現に向けた施策の推進方法」答申案について

平成 30 年度第 3 回 平成 30 年 9 月 14 日

・「日本一安心して安全なまちの実現に向けた施策の推進方法」答申案について